

令和3年(ワ)第25239号 除名処分無効確認等請求事件  
原告 池田利恵  
被告 自由民主党 外2名

## 準備書面 (4)

令和4年2月8日

東京地方裁判所民事4部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

- 一 1 被告西野の令和4年2月7日付け準備書面(1)の主張は、すべて争ふ。
- 2 被告西野の主張は、自民党らの令和4年1月28日付け準備書面(1)の主張と同様であり、これに合理的な理由がないことについては、原告の令和4年1月31日付け準備書面(3)で主張したとほりである。
- 二 1 すべての被告らの主張は、憲法に根拠のない部分社会論が編み出した「一般市民法秩序」なる曖昧な概念がすでに破綻してゐることを理解できず、判例の表現を摘まみ食ひして繋ぎ合はせただけの主張に過ぎない。
- 2 原告が前掲準備書面(3)で述べたとほり、「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」とする判例(最三小昭和63年12月20日判決)は、それ以後に政党関係法制が整備されるに至った立法事実の大きな変化を反映してゐない、通用性を喪失したものとなつてしまつたのである。
- 3 さらに、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」とされてきた「団体法秩序」の領域に対しても、その後の法制度の整備拡大等によつて、争訟性を肯定する範囲が拡大進出してきたことにより、「内部的な問題」とする領域が徐々に縮小され、「一般市民法秩序」といふ概念に基づいて争訟性の有無を峻別することが不可能となり、その矛盾が露呈して「一般市民法秩序」の用語は使はれなくなつたのである。
- 4 現に、原告の前掲準備書面(3)の判例一覧表において、部分社会の典型とされた地方議会の事案(①②③⑪⑲⑳)の中で、①によつて⑲が変更されたのであるが、①の直近の⑲では、「一般市民法秩序」の用語を使つてゐたものの、①ではこれを一切使つてゐないことからすると、部分社会論を牽引してきた「一般市民法秩序」の概念が破綻したことを示してゐるのである。